

令和4年度

第1回

鹿屋市下水道事業審議会

日 時 令和5年1月20日（金）

14:00～16:00

場 所 鹿屋市役所分庁舎

2階大会議室

鹿屋市上下水道部

令和4年度 第1回 鹿屋市下水道事業審議会

期 日：令和5年1月20日（金）

時 間：14:00～16:00

場 所：鹿屋市役所分庁舎 2階 大会議室
（鹿屋市上下水道部）

会 次 第

- 1 開 会
- 2 市長あいさつ
- 3 委嘱状交付
- 4 委員紹介
- 5 会長及び副会長の選任
- 6 諮 問（鹿屋市公共下水道事業計画区域の見直し（縮小）について）
- 7 報 告
鹿屋市公共下水道事業の概要等について （資料1 P1～P3）
- 8 協 議
鹿屋市公共下水道事業計画区域の見直し（縮小）について（案）
（資料1 P4～P10）
- 9 閉 会

鹿屋市公共下水道事業計画 区域の見直し(縮小)について

1. 鹿屋市公共下水道事業の概要

(1) 公共下水道事業の位置づけ

- 公共下水道とは、市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するものであり、かつ汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のものである。(下水道法第2条第3号)

(2) 役割(目的)

①生活環境の改善(汚水の排除)

- 人間の生活や生産活動に伴って生ずる汚水が速やかに排除されず住宅地周辺に滞留すると、悪臭や蚊などの発生源となり、感染症の発生の可能性も増大します。下水道の整備により汚水は速やかに排除され周辺環境は向上します。

②浸水の防除(雨水の排除)

- 市街化の進行に伴い舗装が増加することにより、雨水の浸透及び貯留能力の減少等によって雨水流出量が増大するため雨水幹線の整備を行なうことで浸水の防除を図ります。

③公共用水域の水質保全

- 下水道は生活排水を中心とする汚水を汚水管で終末処理場に集め適切に処理するので、河川等公共用水域の水質汚濁防止に積極的な役割を果たしており、自然環境の保全に寄与します。

2. 鹿屋市公共下水道事業の現状

本市の公共下水道は昭和54年に用途地域及びその周辺の既存住宅を対象として全体計画を策定し、昭和56年4月に事業に着手、平成元年3月に一部供用を開始し、供用開始から33年が経過しています。

令和3年度末時点での整備面積は618.87ha、事業計画784.3haに対する整備率は78.9%であります。

○令和3年度末の整備状況

区 分	内 容	摘 要
整備面積	618.87ha	7期区域内
進捗率(事業計画区域)	78.9%	618.87ha/784.3ha

3. 区域見直しの背景と課題

公共下水道は、公衆衛生の向上と公共用水域の水質保全を図るための必要不可欠なインフラであり、その整備・普及に国を挙げて推進してきましたが、下記の事項が課題となっていることから、事業計画の見直しが求められています。

◆このまま整備を進めると約30年以上！

整備完了までに長期の期間と多額の費用を要すること。
未整備箇所の把握や残りの整備費用等を再検証 →整備を続けた場合残り約44億円

◆国・県の考え方は見直し検討！

約10年程度で汚水処理施設の概成(概ね完了95%)を目指す必要があること。
早期に汚水処理が概成可能な手法を導入するなど、計画を見直し検討が必要。

◆下水道財政の健全化！

少子高齢化や人口減少等に伴う使用料収入の減少、老朽化施設の更新等を踏まえ、長期的視点にたった持続可能な事業の健全運営を行う必要があること。

4. 今後の区域の見直し方針について（案）

◎第7期事業期間の終了する令和5年度末までに下水道事業計画区域を見直し、

- 未整備地区のうち下水道が整備されるまでに年数がかかる区域
- 既に合併処理浄化槽の設置が進んでいる区域

については縮小する方向で検討します。

5. 見直しによる効果

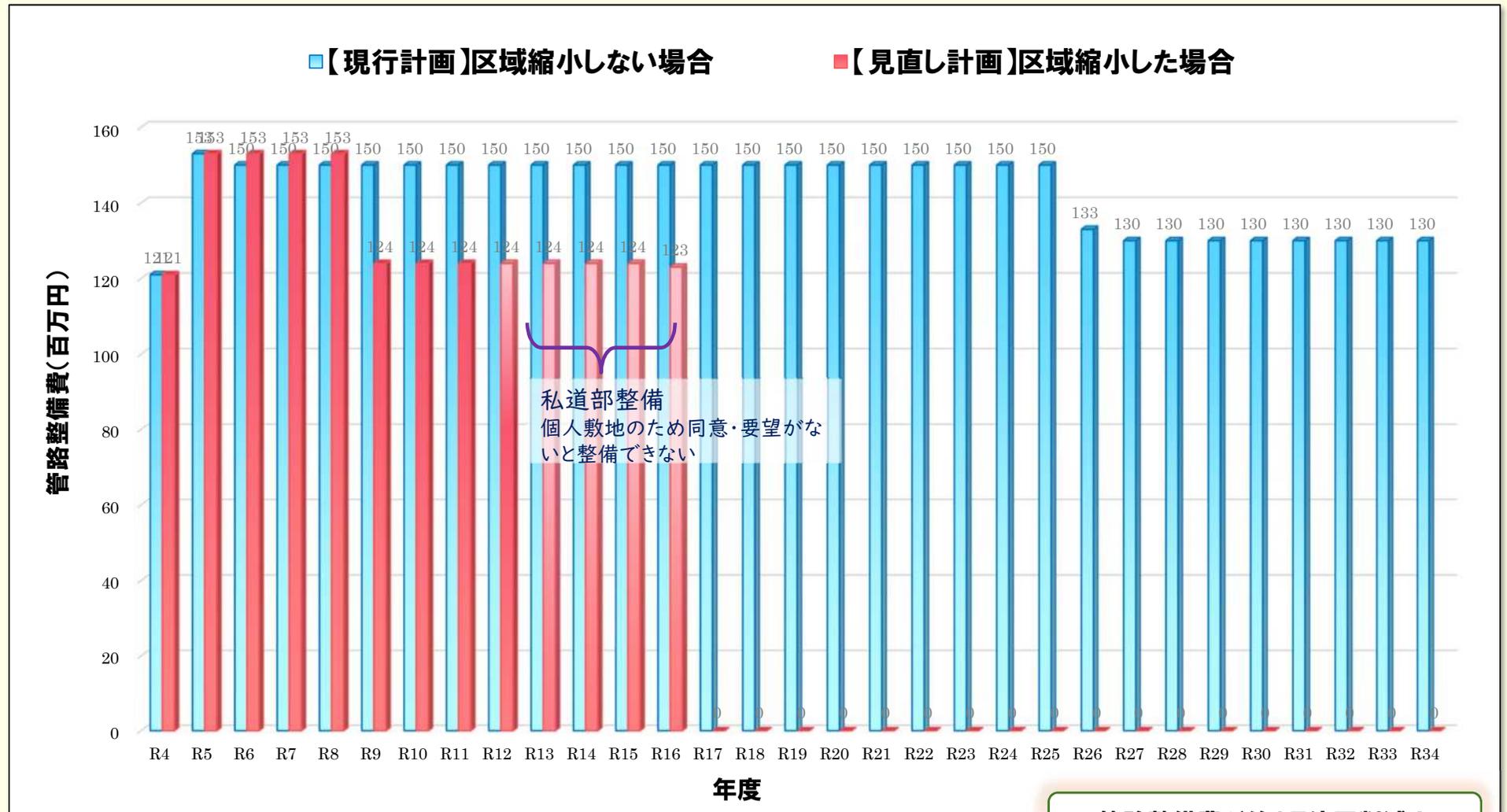
内 容	現 行	見直し後	効 果
事業計画区域 面積	7 8 4 ha →	7 1 5 ha	6 9 ha縮小
管路整備終了までの 整備費(面整備)	約 4 4 億円 →	約 1 7 億円	2 7 億円縮減
	(うち公道部整備は約 1 1. 5 億円、私道部整備は約 5. 5 億円)		
下水道区域から外れる 区域の汚水処理方法	公共下水道 →	合併処理浄化槽 の普及促進	区域から外れることで 浄化槽設置 補助金が適用

単独浄化槽、汲取り便槽から
合併浄化槽へ転換する件数が増えて、
汚水処理が進みます！

- 管路整備残り約 1 7 億円のうち、公道部（私道を除く）汚水管渠整備費は約 1 1 億 5 千万円、年間 1 億 5 千万円ペースで整備すると…

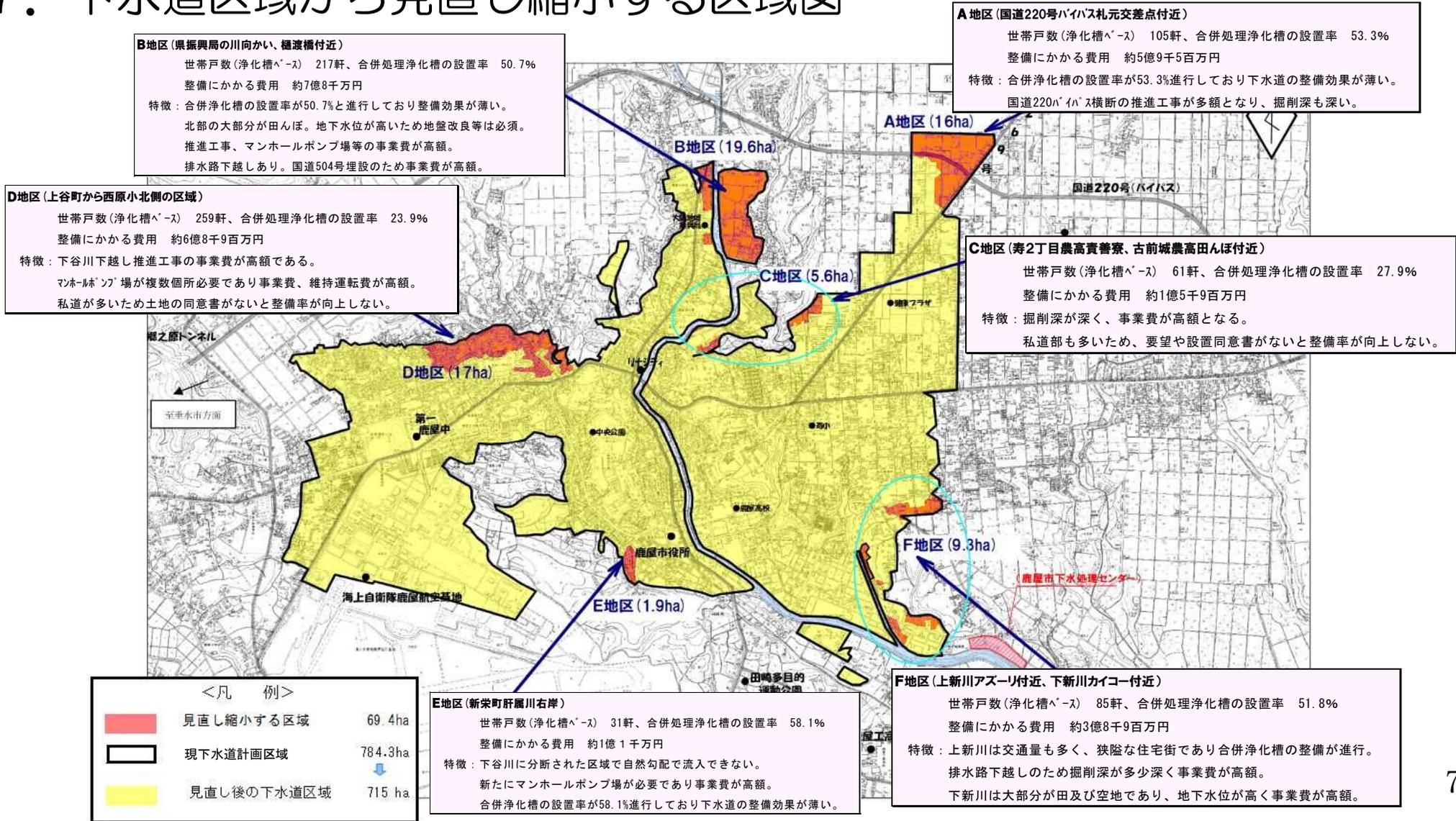
→ 残り8年でほぼ整備完了(概成)

6. 管路整備費の今後の見通し（現行計画と見直し計画比較）



管路整備費が約27億円削減！

7. 下水道区域から見直し縮小する区域図



8. 下水道区域から削除される区域への対応

(1) 汚水処理方法について

- 今回の見直しにより、事業計画区域から削除される地域については、将来的にも合併処理浄化槽の普及を図ります。



※区域から外れることで、単独浄化槽及び汲取り便槽から合併処理浄化槽へ転換する際の浄化槽設置補助金が適用！

- 下水道区域境であって、既設管との勾配が確保される箇所については、取付管の個人設置により、「区域外流入」として下水道接続も可能です。

(2) 雨水排除方式 について

- 雨水処理区域については現行処理面積を維持するため、他事業と連携しながら、引続き下水道区域の雨水対策に取り組めます。

9. 今後のスケジュール（案）

年度		主な項目
令和4年度	7月	●県都市計画課と協議（区域の見直し協議〔都市計画決定は不要〕）
	8月	○日本下水道事業団、設計業者と見直し業務に係る協議
	11月	○下水道区域見直し（案）市長説明
	12月	○審議会委員委嘱依頼
	1月	●第1回下水道事業審議会（諮問・意見提言等）
令和5年度	2月	●関係住民説明会（4会場を予定） 〔東地区学習センター、中央公民館、農研センター、西原地区学習センター〕
	3月	●市議会への説明・報告
	4月	○パブリックコメント
令和5年度	4月	●第2回下水道事業審議会
	6月	○事業計画書作成に伴う業務委託（下水道事業団と協定締結）
	7月	●第3回下水道事業審議会（答申）
	11月	○都市計画法、下水道法に基づく事業計画 事前協議
	1月	●都市計画法、下水道法に基づく事業計画 本申請
	2月	○都市計画法に基づく事業計画の公告・縦覧
	3月	○下水道法、都市計画法変更認可の同意（鹿児島県）

10. 各地区の見直し評価と今後の対応について

地区別	地区名	概算面積 (ha)	概算延長 (m)	事業費計 (千円)	世帯数	① 合併浄化槽の普及状況に基づく見直し評価			② 事業費に対する1世帯当りの割合に基づく評価 (費用対効果)			今後の対応 (案)		
						基数	構成比	【検討結果】 ※1 合併浄化槽が50%以上普及しており、投資効果が見込めないため見直し(区域縮小)が必要	世帯数	1世帯当りの整備費用 (千円)	【検討結果】 ※2 毎月20m3を50年間使用した使用料(1,680千円)を目安とし、整備費用がこれを超える区域は見直し(区域縮小)が必要			
1	A 地区	札元2丁目	15.94	3,322	595,310千円	105	合併	56	53.3%	○	105	5,670 千円	○	縮小の方向で進める
							その他	49	46.7%					
2	B-1 地区	王子町 下祓川町	16.27	3,014	701,210千円	188	合併	101	53.7%	○	188	3,730 千円	○	縮小の方向で進める
							その他	87	46.3%					
3	B-2 地区	西祓川町 打馬2丁目	3.37	467	79,430千円	29	合併	9	31.0%	×	29	2,739 千円	○	縮小の方向で進める
							その他	20	69.0%					
4	C-1 地区	寿2丁目	2.65	849	109,880千円	42	合併	17	40.5%	×	42	2,616 千円	○	縮小の方向で進める
							その他	25	59.5%					
5	C-2 地区	古前城町	2.97	315	49,920千円	19	合併	0	0.0%	×	19	2,627 千円	○	縮小の方向で進める
							その他	19	100.0%					
6	D-1 地区	上谷町 西原1丁目	3.47	935	130,470千円	33	合併	6	18.2%	×	33	3,954 千円	○	縮小の方向で進める
							その他	27	81.8%					
7	D-2 地区	西原1丁目 上谷町	6.49	1,653	287,860千円	88	合併	20	22.7%	×	88	3,271 千円	○	縮小の方向で進める
							その他	68	77.3%					
8	D-3 地区	西原2丁目 西原1丁目 上谷	7.05	1,735	270,520千円	138	合併	36	26.1%	×	138	1,960 千円	○	縮小の方向で進める
							その他	102	73.9%					
9	E 地区	新栄町	1.90	550	109,480千円	31	合併	18	58.1%	○	31	3,532 千円	○	縮小の方向で進める
							その他	13	41.9%					
10	F-1 地区	新川町	3.87	839	122,220千円	53	合併	32	60.4%	○	53	2,306 千円	○	縮小の方向で進める
							その他	21	39.6%					
11	F-2 地区	新川町	1.61	753	95,860千円	21	合併	8	38.1%	×	21	4,565 千円	○	縮小の方向で進める
							その他	13	61.9%					
12	F-3 地区	新川町	3.78	1,392	171,070千円	11	合併	4	36.4%	×	11	15,552 千円	○	縮小の方向で進める
							その他	7	63.6%					
全地区		69.37 (69ha)	15,824 (16km)	2,723,230千円 (27億2千万円)	758	合併	307	40.5%		758				
						その他	451	59.5%						

※1 合併処理浄化槽の性能も年々上がっており、適正な管理のもと汚水処理も行われていることから、下水道が整備されても早期の接続が見込めず、管路整備の投資効果が上がらないと推測されます。

※2 1ヶ月20m3の使用料が2,800円(新料金)として、これを10年間使用した場合の使用料が336千円、30年間で1,008千円、50年間で1,680千円であり、「VU管の耐用年数が50年以上」であることから、この50年間の使用料合計を目安として比較しています。

※3 合併処理浄化槽調査は令和4年9月の現地調査(普及管理係)に基づいて算出しています。(今回集計においては、戸数はアパート、事業所、戸建てでも各1戸、基数は1戸につき1基)